

2024年7月5日  
TDBC Forum2024

# 事業用自動車総合安全プラン2025 最新の取組状況について

国土交通省 物流・自動車局  
安全政策課 専門官  
奥平 賢治



## 1. 事業用自動車による交通事故の発生状況

## 2. 事業用自動車総合安全プラン2025

## 3. 事業用自動車総合安全プラン2025 最新の取組状況

（1）ICTの活用による運行管理の高度化

（2）健康起因事故防止

## 1. 事業用自動車による交通事故の発生状況

## 2. 事業用自動車総合安全プラン2025

## 3. 事業用自動車総合安全プラン2025 最新の取組状況

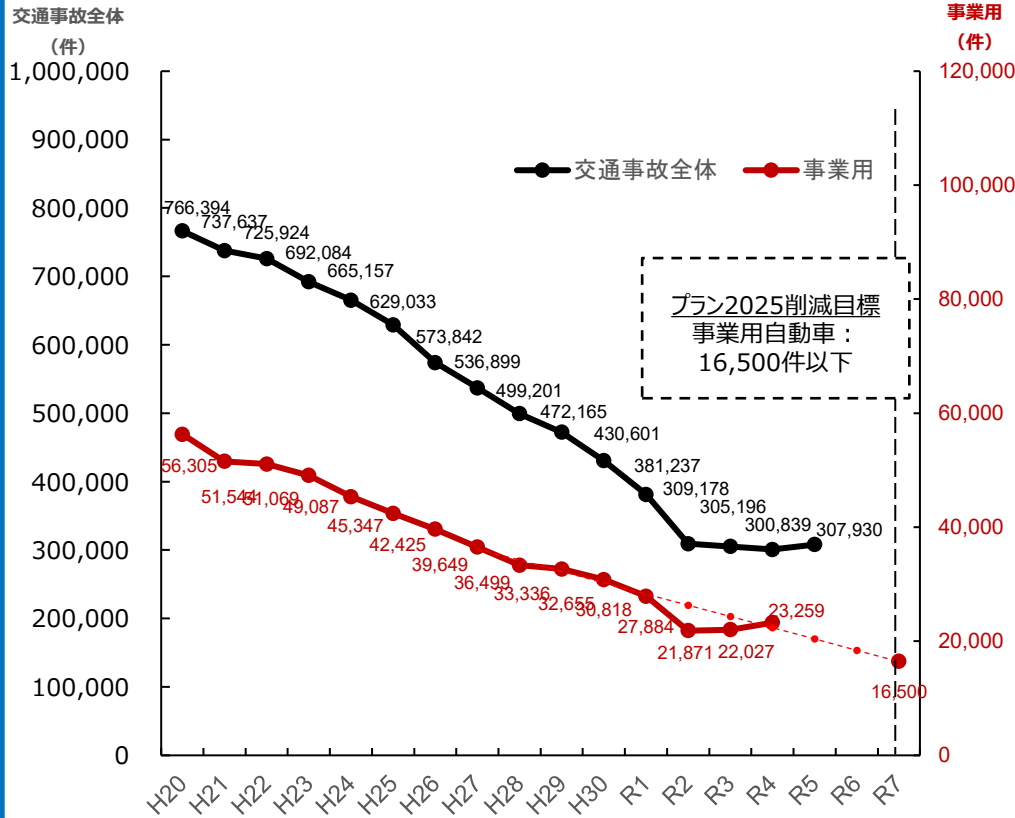
（1）ICTの活用による運行管理の高度化

（2）健康起因事故防止

# 事業用自動車による交通事故件数の推移

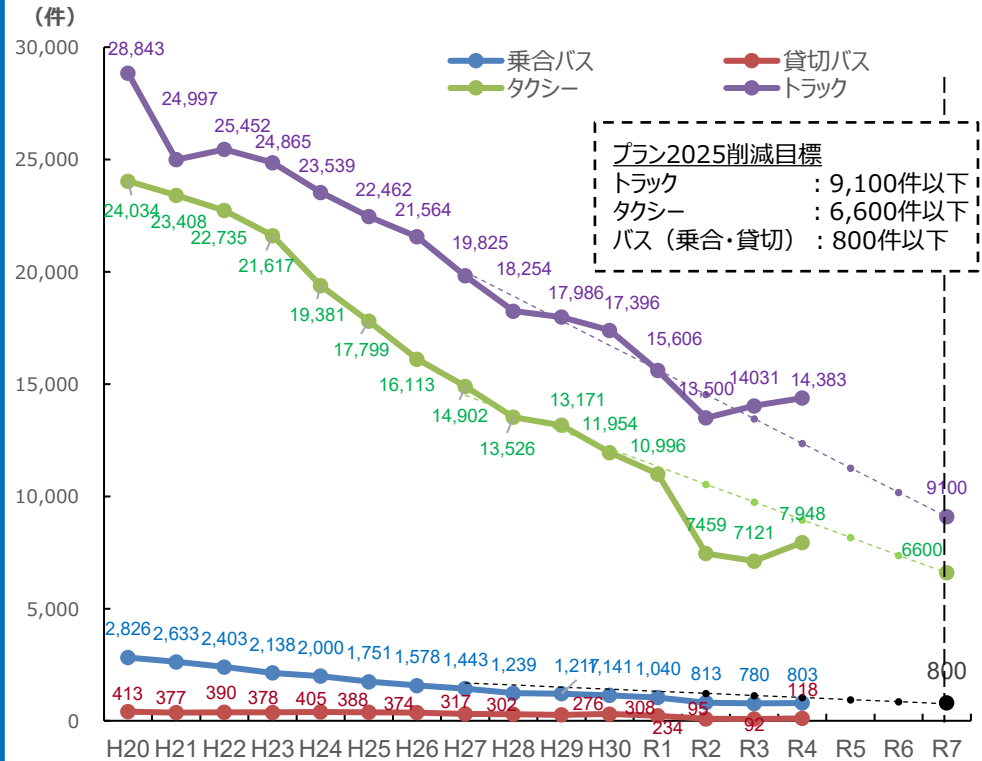
- 令和5年中に発生した交通事故全体の件数(人身事故件数)は307,930件。
- 令和4年中に発生した事業用自動車の交通事故件数※は23,259件となり、**過去約10年間で半減**。
- ※ 事業用自動車が第一当事者である人身事故件数
- 各モードの交通事故件数は、**すべてのモードで減少傾向を示しているが、令和3年との比較では全モード増加**。

## 交通事故全体と事業用自動車の交通事故の推移



出典：警察庁「令和4年中の交通事故の発生状況」  
 (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 各モードの交通事故の推移

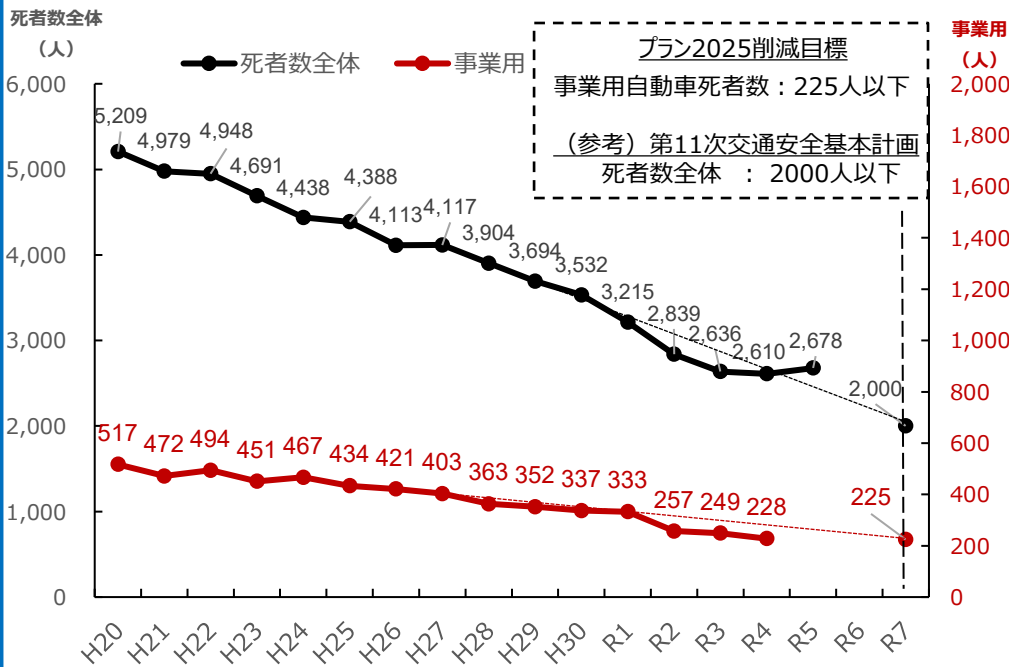


出典©公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

# 事業用自動車による交通事故死者数の推移

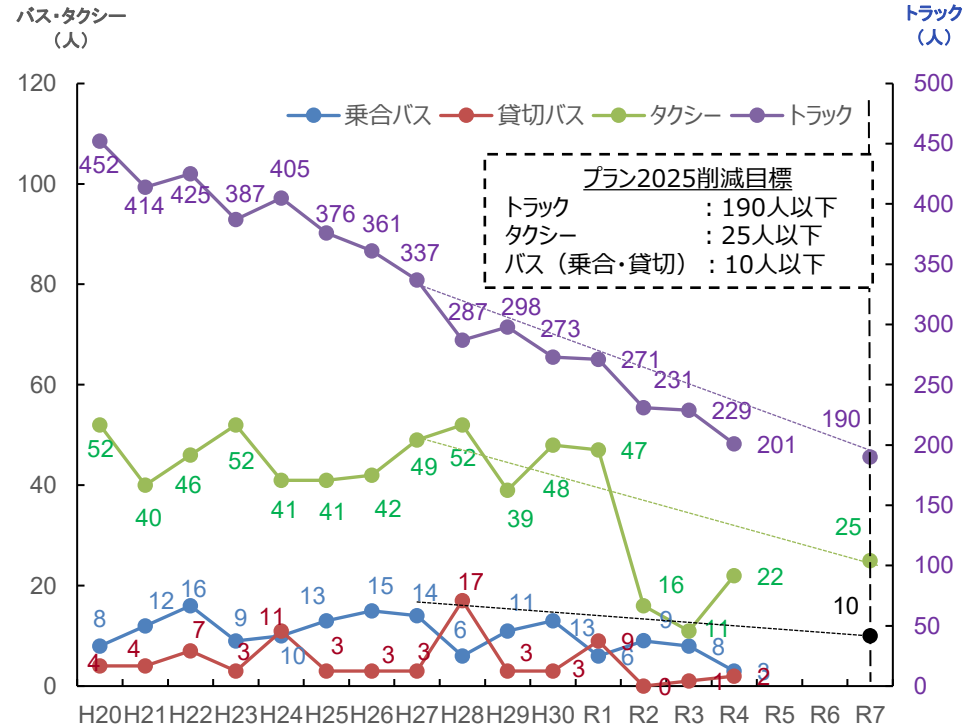
- 令和5年中に発生した交通事故全体の死者数は2,678人。
- 令和4年中に発生した事業用自動車の交通事故死者数は228人(前年比21人減)であった。
- 令和4年の各モードの交通事故死者数は、タクシー・貸切バスは増加、トラック・乗合バスは前年より減少。

## 交通事故全体と事業用自動車の交通事故死者数の推移



出典：警察庁「令和4年中の交通事故の発生状況」  
 (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 各モードの交通事故死者数の推移

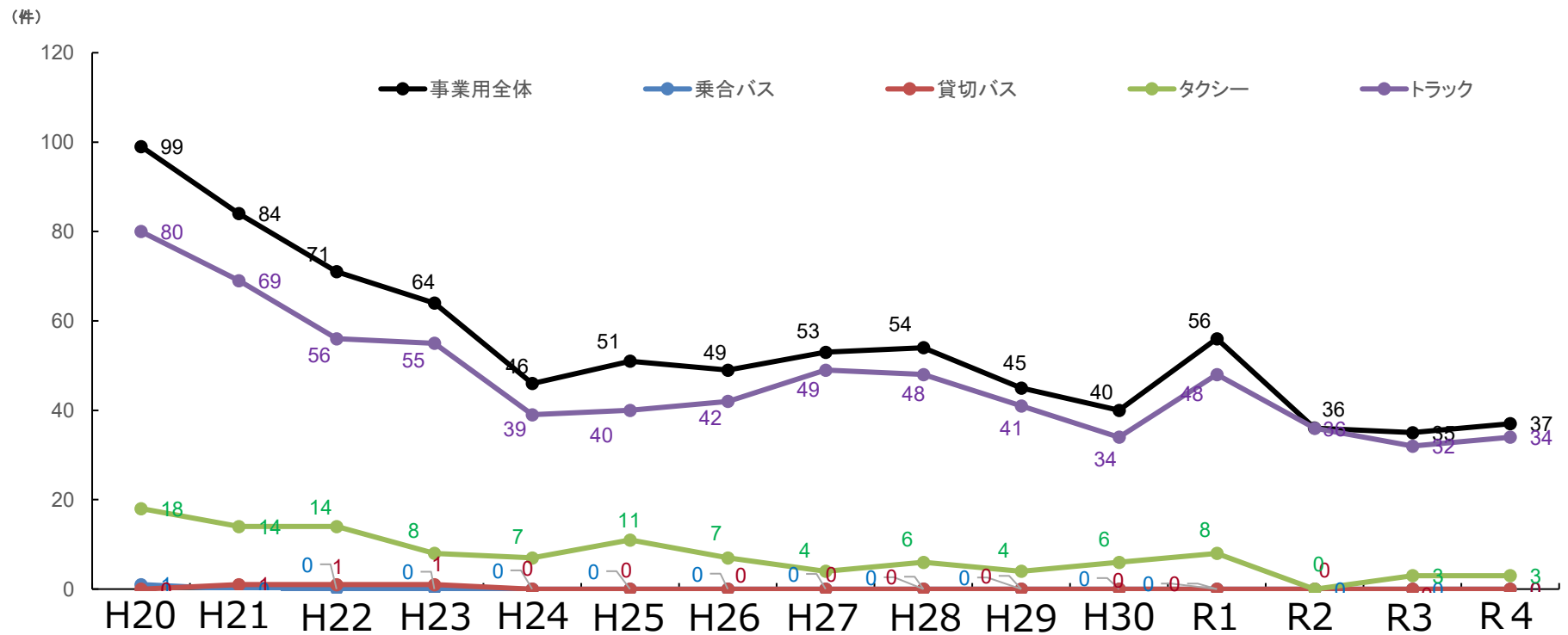


出典：(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

# 事業用自動車による飲酒運転事故件数の推移

- 飲酒運転による事業用自動車の事故件数は、平成24年以降横ばいの状況が続いている。
- 飲酒運転の根絶に向け、引き続き飲酒運転を未然に防止するためのルール作り等の取組が必要。

## 飲酒運転による事業用自動車の交通事故



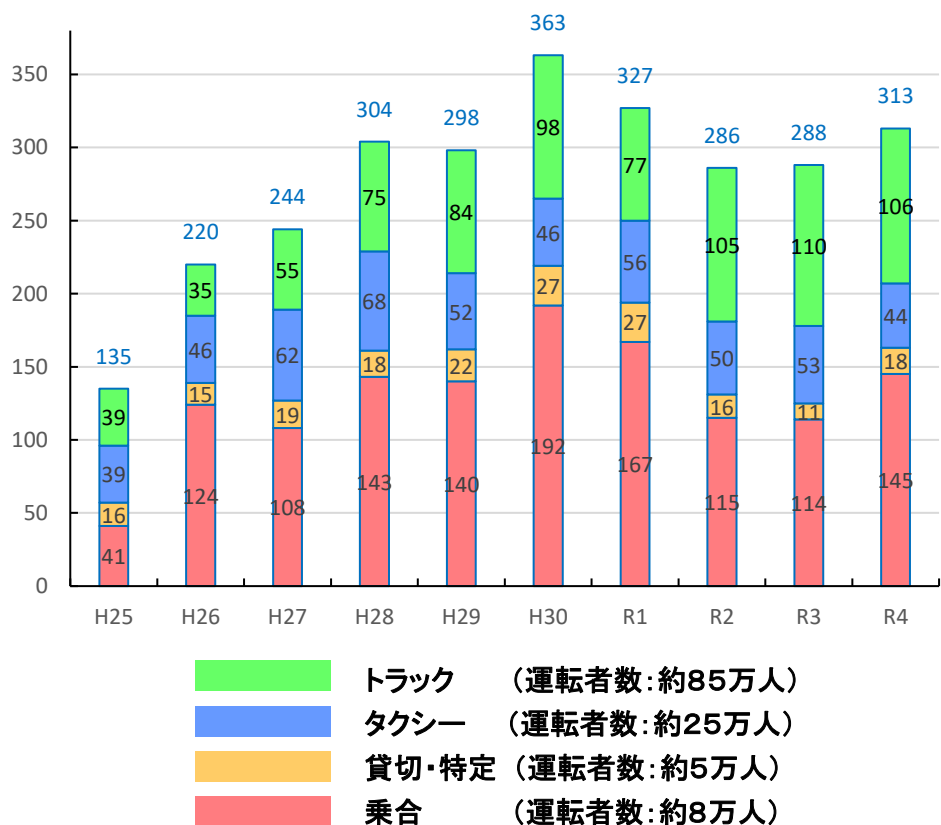
出典：警察庁「交通統計」  
 (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

# 運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

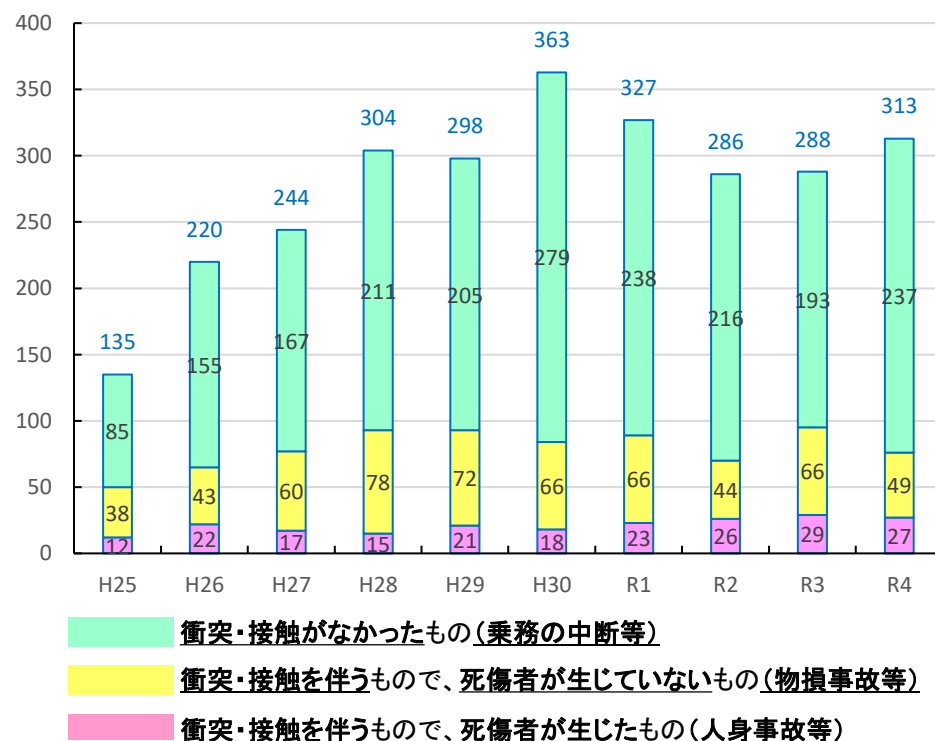
○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、高止まりの状況。

○令和4年は健康起因事故報告件数のうち3割程度が交通事故に至っており、更なる低減が必要な状況

## 健康状態に起因する事故報告件数 (業態毎の件数)



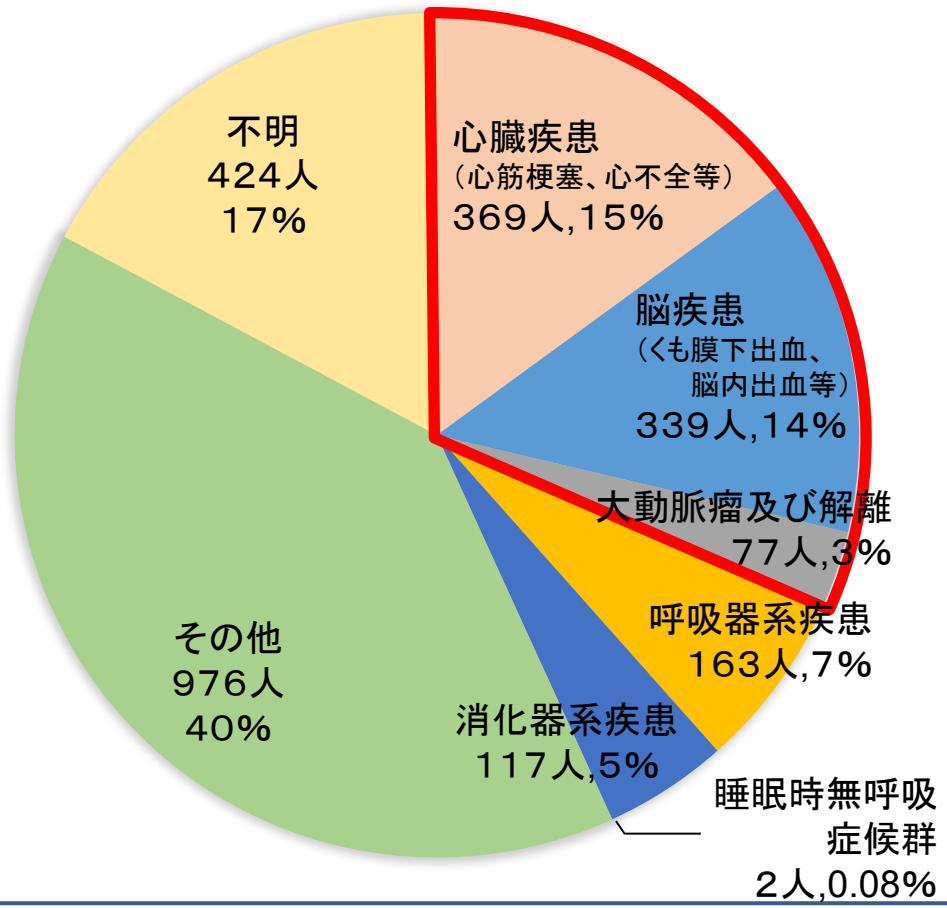
## 健康状態に起因する事故報告件数 (報告内容毎の件数)



○過去9年間で健康起因事故を起こした運転者2,465人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が32%を占める。  
○うち、死亡した運転者426人の疾病別内訳は、心臓疾患が55%、脳疾患が12%、大動脈瘤及び解離が12%を占める。

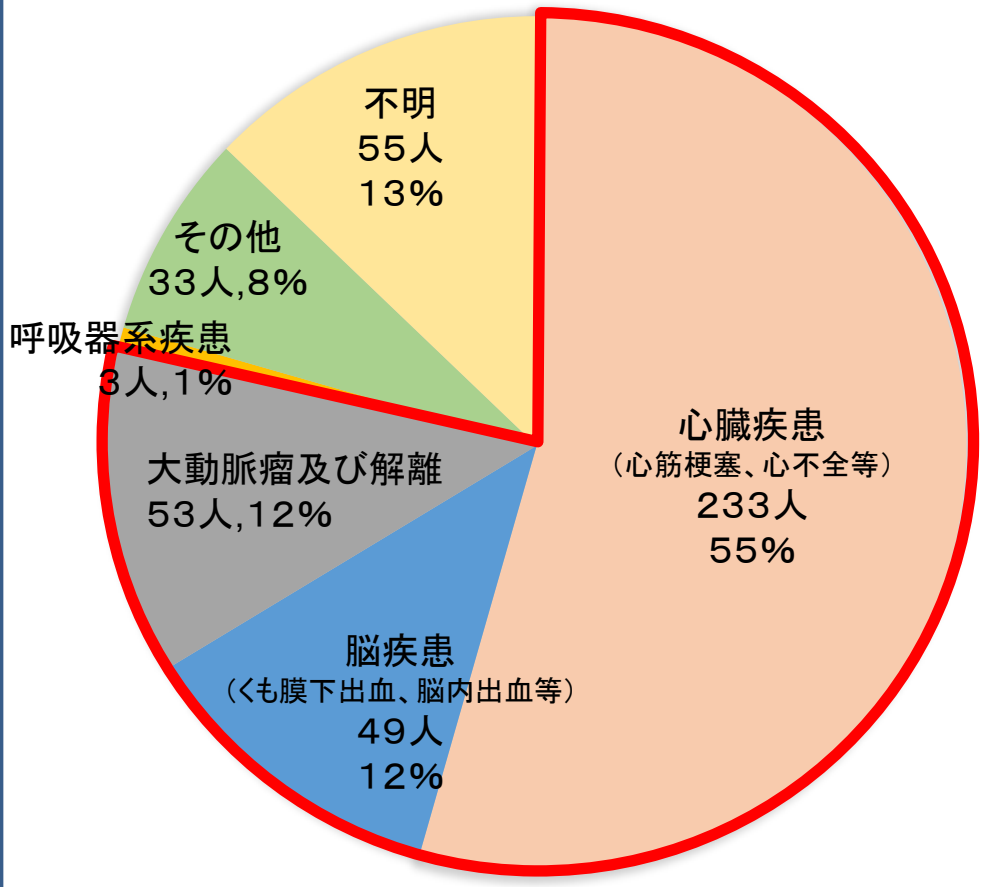
## 健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳 (平成25年～令和3年)

計2,465人



## 健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳 (平成25年～令和3年)

計426人





1. 事業用自動車による交通事故の発生状況

**2. 事業用自動車総合安全プラン2025**

3. 事業用自動車総合安全プラン2025 最新の取組状況

（1）ICTの活用による運行管理の高度化

（2）健康起因事故防止

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の‘安全トライアングル’により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

### ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転、健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化**を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

### 【重点施策】

#### 1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

#### 2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

#### 3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

#### 4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

#### 5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

#### 6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

### 【事故削減目標】

<全体目標>

- ① 24時間**死者数225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
- ② **重傷者数2,120人以下**
- ③ **人身事故件数16,500件以下**
- ④ **飲酒運転ゼロ**

<各業態の個別目標>

- 【乗合バス】 **車内事故件数85件以下**
- 【貸切バス】 **乗客負傷事故件数20件以下**
- 【タクシー】 **出会い頭衝突事故件数950件以下**
- 【トラック】 **追突事故件数3,350件以下**

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況

2. 事業用自動車総合安全プラン2025

**3. 事業用自動車総合安全プラン2025 最新の取組状況**

**（1）ICTの活用による運行管理の高度化**

（2）健康起因事故防止

- 事業用自動車の**安全輸送の根幹を担う運行管理**について、原則として各営業所に選任された運行管理者がそれぞれの営業所の運転者に対する運行管理等を行っているが、**運行管理者不足や長時間労働等の課題**が顕在化しており、その対応が急務。
- このため、ICTを活用した高度な機器を用いて遠隔の営業所間で点呼を行うことや、運行管理を集約して運行中の他営業所の運転者に対する運行指示を行うこと等、**安全性を確保しつつ運行管理者不足等への対応にも資する制度の創設**に係る検討を実施。

## 点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

運行管理者



運転者

対面点呼の様子

## ICTの活用による高度化

### 遠隔点呼

カメラ、モニター等の映像・音声を中継する機器を介して、**遠隔**で点呼を実施

#### <主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

令和3年度：機器要件等のとりまとめ、制度化  
令和4年7月～：運用開始

運行管理者



運転者

遠隔点呼のイメージ

### 自動点呼

点呼支援機器（ロボット等）に**点呼時の確認、指示項目の一部又は全部を代替**させて点呼を実施

#### <主な効果>

- **人的ミスの減少**による点呼の**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

令和3年度：機器要件等のとりまとめ  
令和5年1月～：業務後自動点呼制度運用開始

点呼支援機器

自動



運転者



点呼



運行管理者

自動点呼のイメージ

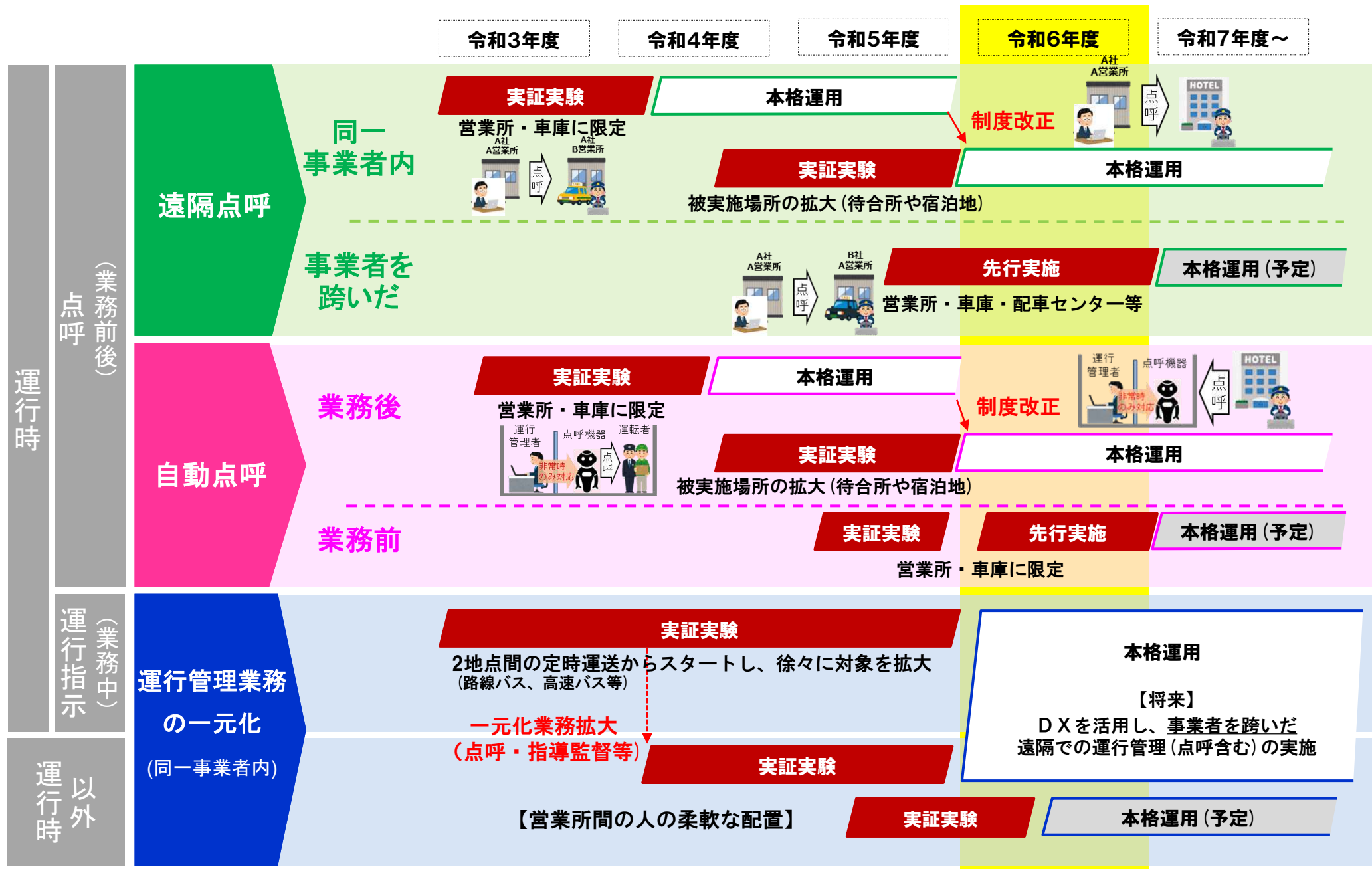
## 運行管理の一元化



高度な機器を使用し、運行中の**他営業所の運転者に対する運行指示を実施**

<主な効果> 運行管理集約による、**運行管理者不足の解消**

# 運行管理の高度化に係る取組み(スケジュール)



## 遠隔点呼の検討状況

- 同一事業者内の遠隔点呼については、令和5年4月以降、法令に基づき本格運用を開始。令和6年3月末時点で、**延べ1444件(トラック:1131件、バス:235件、タクシー78件)の届出を受領し**、大きなトラブルなく運用を進めているところ。
- 令和6年4月以降、運転者が**宿泊施設や休憩施設、車内などで遠隔点呼の実施が可能となる**よう制度改正を実施。

## 自動点呼の検討状況

- 業務後の自動点呼については、令和5年4月以降、法令に基づき本格運用を開始。令和6年3月末時点で、**延べ1090件(トラック:860件、バス:188件、タクシー:42件)の届出を受領し**、大きなトラブルなく運用を進めているところ。
- 令和6年4月以降、運転者が**宿泊施設や休憩施設、車内などで業務後自動点呼の実施が可能となる**よう制度改正を実施。

## 運行管理業務の一元化の検討状況

- **同一事業者間における運行管理業務の一元化**については、令和5年度第2回運行管理高度化ワーキンググループ(令和5年12月6日開催)において要件の最終とりまとめを行ったところ。**令和6年4月より実施が可能となるよう、関係通達を発出。**

**告示・通達※1を3月末で改正し、遠隔点呼・自動点呼が実施可能な場所を拡大。  
改正案は、運行管理高度化WGのWEBサイト参照※2。**

※1 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第266号)及び旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)

※2 令和5年第3回運行管理高度化WG 参考資料1及び2 [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)



**車内や運転者の自宅で遠隔点呼や自動点呼を実施できるようになるのですか。**

- 改正後の告示第4条第3号及び第8条第2号に基づき、遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他これらに類する場所(運転者の自宅も含む。)として、実施が可能になります。

**遠隔点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。**

- 各事業者様で告示第5条の条件を満たすことを確認し、機器を選定ください。遠隔点呼はパソコンやアルコール検知器等のベーシックな機器の組み合わせでも実施できることから、特段機器認定を行っていません。

**遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、監視カメラの天井への設置など、なりすまし防止対策を求めてきましたが、今回の改正で何が変わったのですか。(第6条第2号関係)。**

- これまでどおり、アルコールチェック時のなりすましがいないか運行管理者等が確認することは変わりませんが、遠隔点呼実施場所への監視カメラの設置を必須としていた施設要件について、今般の改正により、監視カメラを設置せずとも、「アルコール検知機使用時の」運転者や周囲の様子が確認できれば、スマートフォンやクラウド型ドライブレコーダー等のカメラを使用することが可能になります。

**上記以外のポイントもHPにまとめていますので、ご参照ください。**

## 事業者間での遠隔点呼の実現に向けた検討



昨今の運送事業者の人手不足に迅速に対応するため、具体的なニーズや現状の同一事業者内遠隔点呼の普及も踏まえ、**従前と同等の輸送の安全を確保しながら、事業者を跨いだ遠隔点呼が早期に実施可能となるよう、「事業者間遠隔点呼の先行実施要領」**を令和5年11月に発出。希望する事業者に対し運行管理高度化ワーキングの監督下において実施中。

⇒令和6年7月 事業者間遠隔点呼の先行実施要領を発出予定

## 業務前自動点呼の実現に向けた検討



業務前点呼において、運行管理者が立ち合いを行わずに点呼が実施可能となる「業務前自動点呼」の実証実験を令和5年度において実施。**令和6年度から先行実施を開始し、制度化のための要件の取りまとめを行い、早期の実現を目指す。**

⇒令和6年5月 業務前自動点呼の先行実施要領を発出。参画事業者を募集中



1. 事業用自動車による交通事故の発生状況

2. 事業用自動車総合安全プラン2025

**3. 事業用自動車総合安全プラン2025 最新の取組状況**

（1）ICTの活用による運行管理の高度化

**（2）健康起因事故防止**

## 従来からの法令上の義務

- 「乗務員等の**健康状態の把握**」「**疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員等の運行の業務禁止**」  
⇒ 雇い入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による**点呼時の確認**」  
⇒ 業務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

## 健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『**健康管理マニュアル**』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）  
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理  
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『**睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル**』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- 『**脳血管疾患対策ガイドライン**』（平成30年2月策定）
- 『**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**』（令和元年7月策定）
- 『**自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル**』（令和4年3月策定）

各マニュアルの周知状況やスクリーニング検査の受診状況につき各モードごとに調査実施



## スクリーニングモデル事業の実施

- 『**自動車運送事業者への脳健診普及に向けたモデル事業**』の実施（平成30年度～令和4年度）
- 『**眼科検診普及に向けたモデル事業**』の実施（令和3年度～）

- 事業用自動車の運転者の「健康管理マニュアル」(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)において、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査について受診を推奨。
- また、業界団体においても、脳血管疾患や心臓疾患、睡眠時無呼吸症候群(SAS)などの主要疾病のスクリーニング検査の受診に対する補助を実施。

## 人間ドック

- ◆ 生活習慣病の予防や疾病の早期把握などを目的とした総合的な健康診断

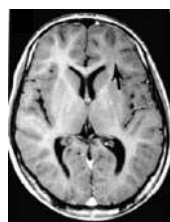


## 脳健診

- ◆ MRIやMRA、CTなどの画像検査により、無症候又は未発達の脳血管疾患を発見
- ◆ MRIとMRAの2項目だけを行う簡易検査もある



MRI検査



脳MRI画像



脳MRA画像

## SASに関する検査

- ◆ 睡眠時の血中酸素量や呼吸数をモニタリングし、SASの早期発見に寄与する



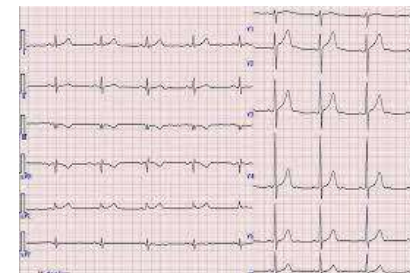
パルスオキシメトリ検査



フローセンサ検査

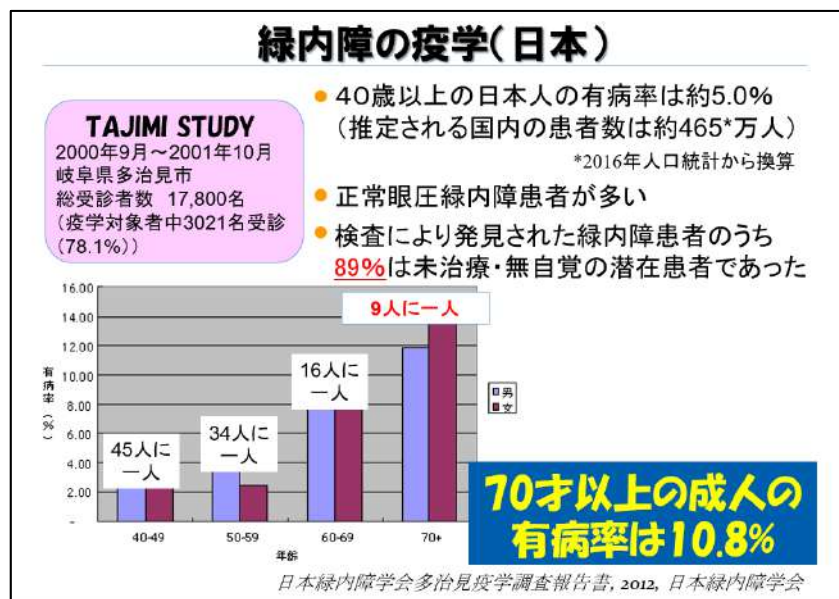
## 心臓疾患に関する検査

- ◆ ホルター心電図検査等を含む必要な心電図検査の受診を推奨



# 視野障害と自動車事故の関係について

- 高齢者における発症率が高い緑内障等の**視野障害**では、見えている範囲が狭くなったり、部分的に見えなくなる症状が現れるが、視力は維持されているため、**自覚症状が無いまま運転を続けること**で重大事故に繋がるおそれがある。
- 視野障害に関する運転リスクを**事業者**に周知するとともに、スクリーニング検査や眼科での視野検査の受診による**早期発見**、事業者による受診結果の把握及び**治療を促すこと**等の推奨が必要。



### 視野障害と自動車事故・最近の裁判事例

- 自動車過失致死事件(刑事裁判)
- 被告人(42歳男性)が軽四輪貨物自動車運転中、信号のない横断歩道を横断中の76歳男性に衝突、死亡させる。「正面を見て運転た、衝撃があったので、車を停めて後方を見たら、ヒトが倒れていた。」
- 矯正視力 右(1.0) 左(0.3)
- **事故後に網膜色素変性と判明**
- 一審は無罪判決(2012.7)→控訴審も無罪(2014.3)

- 損害賠償(民事裁判)
- 被告人(41歳男性)がY字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車で渡ってきた59歳女性をはね、死亡させる。
- 矯正視力 右(1.0) 左(0.3)
- **事故前に網膜色素変性症と診断され、身障者手帳2級を取得、医師は「運転はもちろん労働も難しい」と本人に伝えていた。**
- 一審(2018.11)、控訴審(2019.3)とも「**重過失**」を認める。

目の難病認め二審も無罪 大阪高裁、交通死亡事故で運転者の男性に判決  
2014.3.26 11:59  
高松市で平成23年、歩行者の男性(当時69)を轢きやぶって死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた男性被告(45)の控訴審判決が26日、大阪高裁で開かれた。東京地裁判決は「目の難病で視野が欠け、被害者を見つづけるのは困難だった」として、無罪(東京地裁1年8月)とした1審を逆転判決を支持、控訴審の控訴を棄却した。

検察側は「自分の安全に注意する義務を怠った」と主張していた。判決は「判決理由で、男性が視野の欠ける「網膜色素変性症」だったと判明。『審判直前に、視野の中で視力が低い部分に被害者が入り、発見できなかった可能性がある』と認めた。

視野障害二審も過失認定  
旭川の死亡事故 控訴審判決  
旭川市で発生した死亡事故で、被告人(41歳男性)がY字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車で渡ってきた59歳女性をはね、死亡させた。一審(2018.11)、控訴審(2019.3)とも「重過失」を認める。

専門医「眼科の検査を」  
旭川市で発生した死亡事故で、被告人(41歳男性)がY字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車で渡ってきた59歳女性をはね、死亡させた。一審(2018.11)、控訴審(2019.3)とも「重過失」を認める。

## 【緑内障患者の見え方の例】



令和2年度第2回自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた  
更なる交通事故対策W/G  
西葛西・井上眼科病院 國松副院長 ご講演資料より

# 自動車運送事業に係る視野障害対策に向けた検討

## 事業用自動車総合安全プラン2025(令和3年3月策定)

- 事業用自動車の安全対策に関する中長期計画における講ずべき施策として「視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨」を明記。



## 自動車運送事業に係る視野障害対策ワーキンググループ(令和3年12月～)

- 事業用自動車の運転者の視野障害によって発生しうる交通事故の抑止に向け、専門的見地から**視野障害を早期に発見し治療を促すための検査の普及方策に係る検討**を行うため、本ワーキンググループを設置。

ワーキンググループ委員：岩瀬委員(たじみ岩瀬眼科 院長) 國松委員(西葛西・井上眼科病院 副院長) 松本委員(近畿大学医学部眼科学教室 教授)  
(50音順) 各事業者団体関係者(トラック、バス、タクシー)



## 視野障害対策マニュアル策定(令和4年3月)

- 自動車運送事業者に対し運転者の視野障害が原因となる事故の抑止に向けて**事業者が取り組むべき内容をまとめたマニュアル**を令和4年3月に策定。

協力: 日本視野画像学会

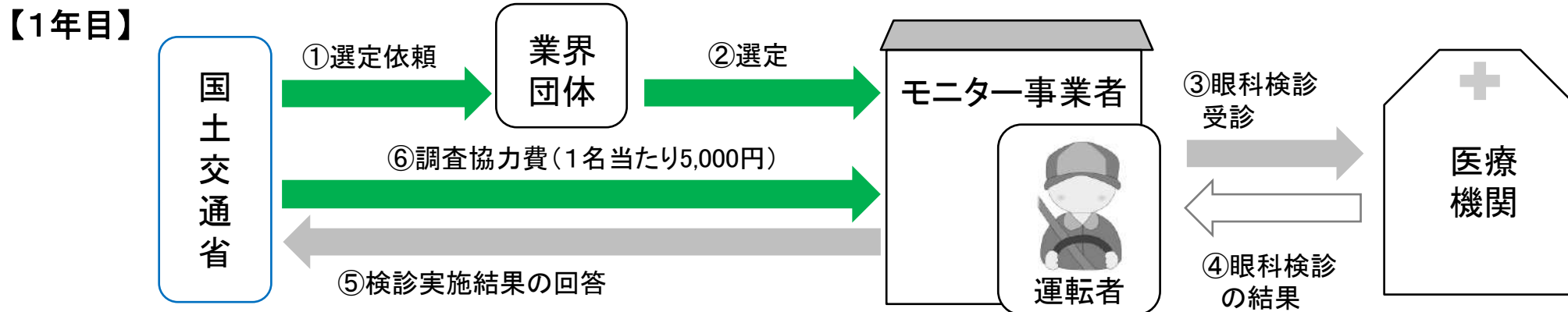


## 眼科検診普及に向けたモデル事業 (令和3年度～7年度)

- モニター事業者の運転者が眼科検診を受診し、視野障害の発症や治療の有無、勤務状況、事故発生の有無等について調査し、**眼科検診を活用した健康確保の取組の手法を検討**し、事業者への周知・普及を図る。

# 眼科検診普及に向けたモデル事業の概要

- 運転者の視野障害が原因となる事故の抑止のため、眼科検診に積極的に取り組みたいと考えている事業者の中からモニター事業者を選定。
- モニター事業者の運転者が、視野障害対策マニュアルにて推奨を検討している眼科検診を実施。  
(R3:671人、R4:633人、R5:1,072人)
- 眼科検診の実施結果やその後の視野障害の発症や治療の有無、勤務制限状況などについて調査(3年間)し、眼科検診を活用した健康確保の取組の手法を検討し、事業者への周知・普及を図る。



【2・3年目】 <追跡調査>

事業者から国交省に対し、眼科検診実施運転者に係るその後の視野障害の発症や治療の有無、勤務状況、事故発生の有無等について調査



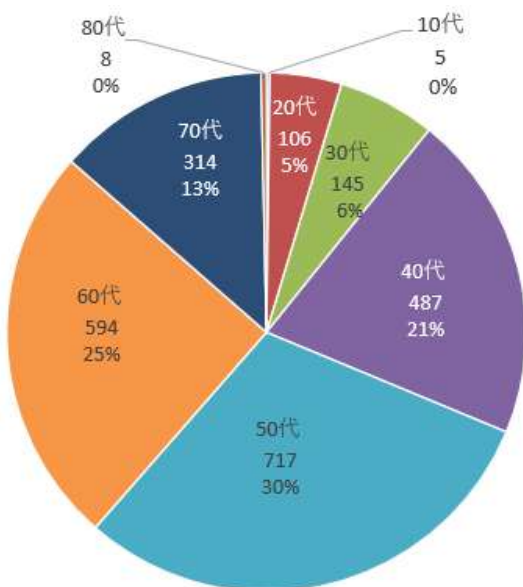
調査結果を踏まえ、眼科検診を活用した更なる健康管理方策を検討

## 【検診者数】 令和6年3月27日現在

	バス	タクシー	トラック	合計
事業者数	28事業者	41事業者	60事業者	129事業者
運転者数	665名	805名	906名	2,376名

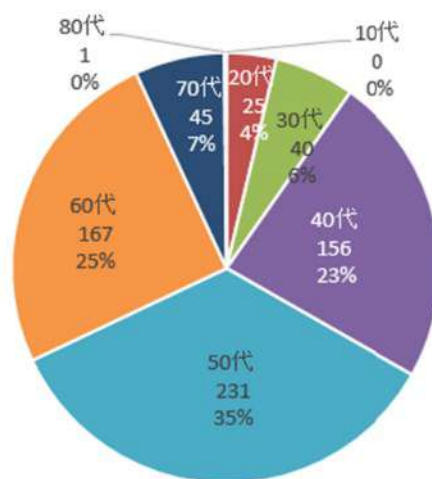
## 【年齢構成】

### 全体



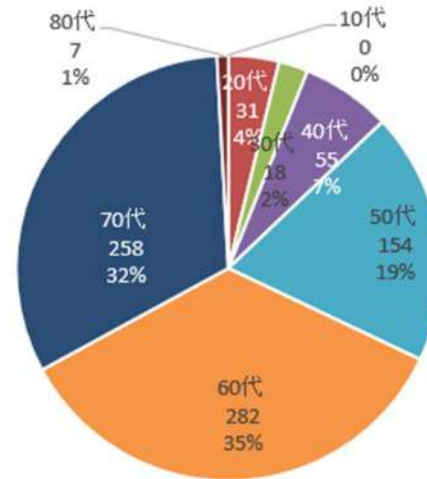
計 2376名

### バス



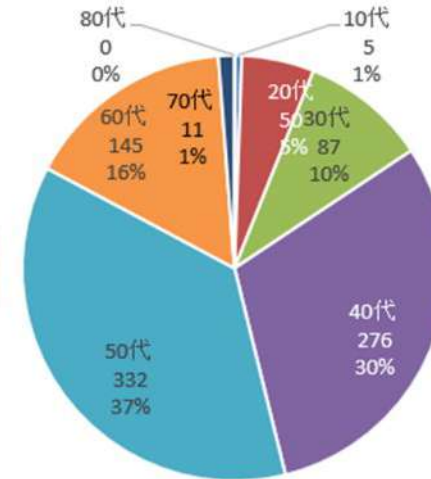
計 665名

### タクシー



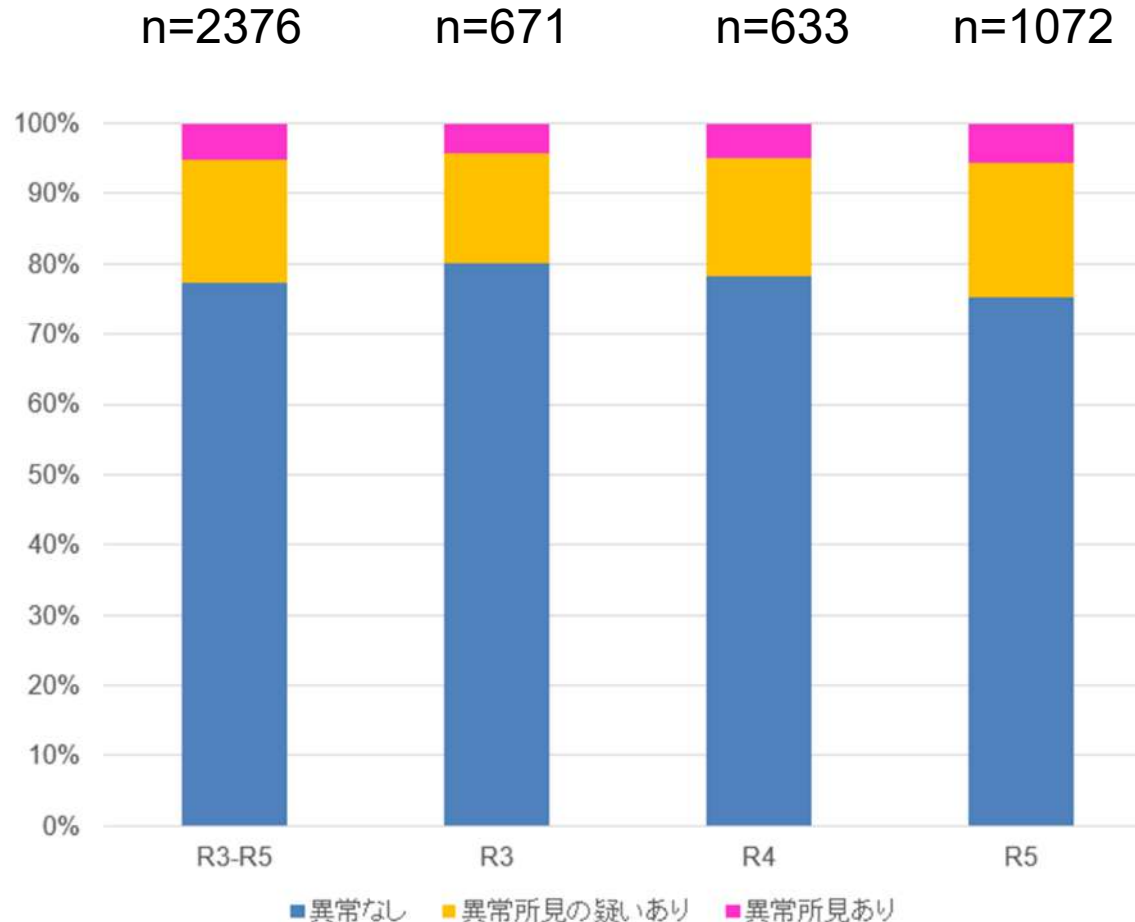
計 805名

### トラック



計 906名

- (1) 全検診者のうち「**異常所見あり**」と診断された運転者は、計119名(5%)
- (2) 全検診者のうち「**異常所見の疑いあり**」と診断された運転者は、計418名(17.6%)
- (3) 全検診者のうち「**異常なし**」と診断された運転者は、計1,839名(77.4%)

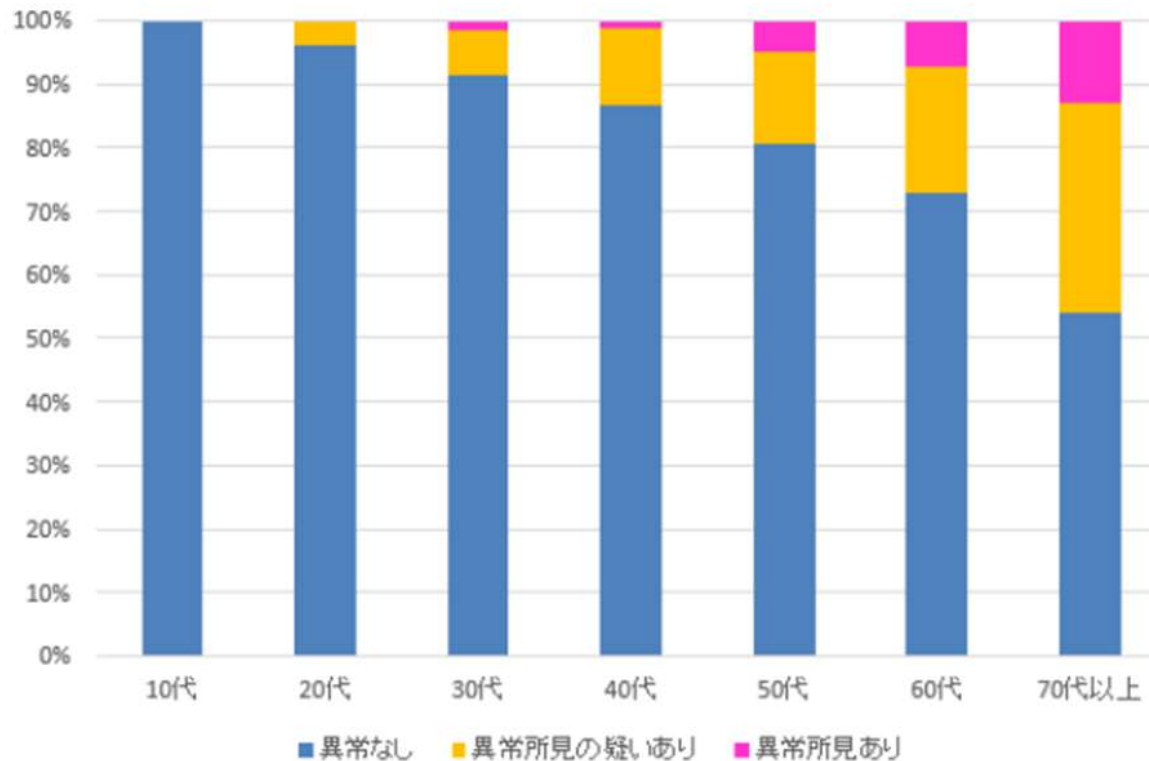




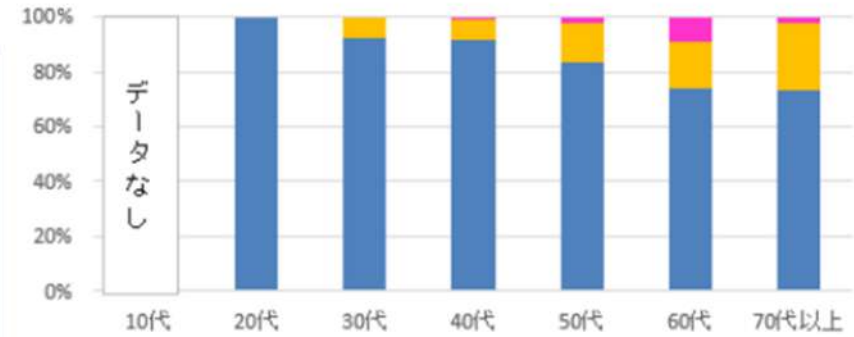
## 【検診結果（業態×年齢）】

全体としては、年齢が上がるほど、「異常所見あり」、「異常所見の疑いあり」と診断される運転者が増加する傾向が見られた。特に70代以上では、検診者の半数近くに何らかの異常所見が発見されている。

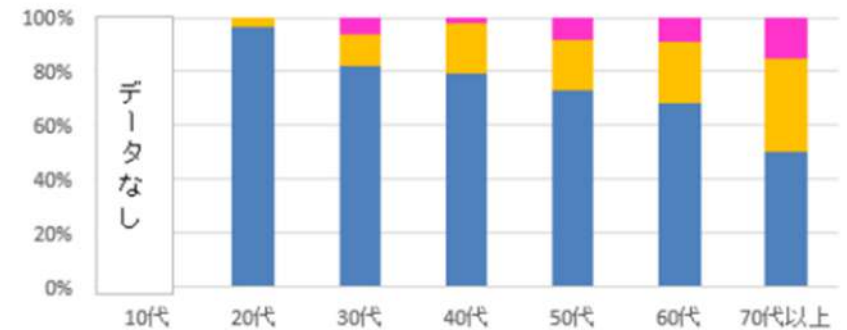
全体



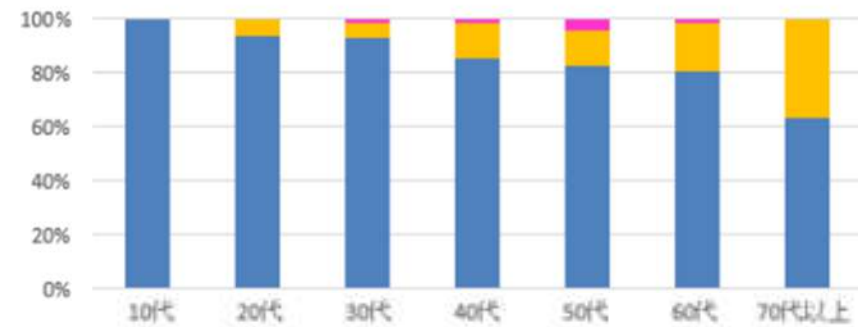
バス



タクシー



トラック



## 【検診の中で見つかった症例】

### （視野障害の原因疾患）

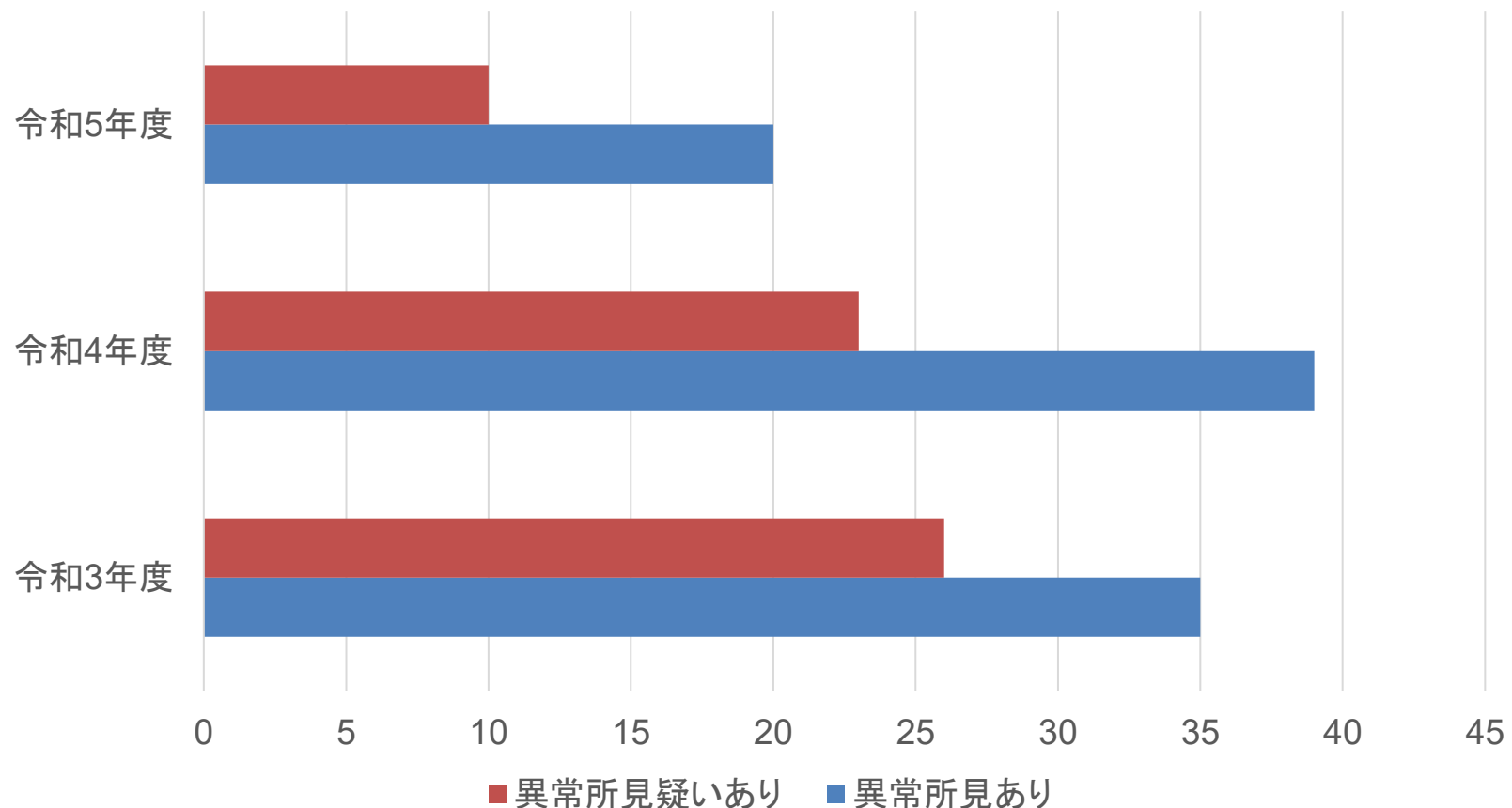
全検診者のうち、視野障害の原因疾患（疑い含む）と判断された運転者は計**267名**（11.2%）

症例	人数	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
緑内障	27名	0名	0名	2名	13名	7名	5名
緑内障疑い	182名	2名	9名	33名	57名	44名	37名
網膜疾患	58名	0名	0名	3名	11名	26名	18名

※1一部は精密検査を実施している場合もあり  
※2網膜疾患に黄斑前膜(19名)は含まず

### （上記以外の所見）

- ・白内障（要手術の症例もあり）
- ・眼鏡作成必要
- ・視力低下 等



「異常所見あり」の運転者の精密検査未受診率は、令和3年・令和4年検診者で61%～65%であるが、令和5年の検診者では80%であった。理由としては、「受診の時間がない」「医師のコメントが分かりづらかった」等があげられ、現在、受診を促進するため、パンフレットを配布するなど、受診率向上に向け検討中。

- ✓ 全検診者のうち、「異常所見あり」「異常所見の疑いあり」と判断された有所見者の割合は、どの年度もおおよそ20%程度であった。
- ✓ 全検診者のうち、視野障害の原因疾患(疑い含む)と判断された運転者は全体の11.2%であった。(R3年度8%、R4年度13%、R5年度12%)
- ✓ 「異常所見あり」の運転者の精密検査未受診率は、令和3年・令和4年検診者で61%~65%であるが、令和5年の検診者では80%であり、いずれも高く今後の課題である。
- ✓ 精密検査受診者の中で、直ちに運転を中止しなくてはならない事例は無かった。いずれも運転業務に支障をきたす前に発見でき、適切な定期検査、治療介入により今後の運転寿命の延伸が見込まれた。

- 国土交通省で収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものを情報提供することで、事故防止の取組への活用を目的に、平成21年6月からメールマガジンの配信を開始し、**毎週金曜日に定期配信**。(令和6年6月28日に第766号を配信)
- **購読者数は**運送事業者や運行管理者等をはじめとして**2万人を突破**。

## メールマガジンの登録方法

メールマガジン「事業用自動車安全通信」は、各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として毎週金曜日に配信しています。国土省HPから配信登録をお願いします。

[国土交通省](#) [検索](#)

① 国土省HPから「自動車」を選択します。



② 自動車のページで「安全・エコな車で走ろう!」を選択します。



③ 「自動車総合安全情報はこちら」を選択します。



◆自動車総合安全情報はこちら

④ 「事業用自動車安全通信」を選択し、配信登録をお願いします。



メールマガジン「事業用自動車安全通信」

※ 携帯電話、スマートフォンからの登録はこちら ➡



## ◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第766号 (R6.6.28) ◆◆◆

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

= 目次 =

1. 重大事故等情報 = 2件 (6月21日～6月27日分)

- (1) 貸切バスの衝突事故
- (2) 法人タクシーの衝突事故

2. トピック

- (1) 交差点左折時は、横断歩道手前で一時停止と安全確認  
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～  
(※新着情報)

(2) 貸切バスにおける中性指道の具体例の紹介動画を作成しました。

ご清聴ありがとうございました。